

# 知多北部広域連合 障害者活躍推進計画

令和5年（2023年）4月1日

## 1 策定の趣旨

障害者の活躍とは、「障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、障害の有無にかかわらず全ての職員が活躍できるよう、本計画を策定し、働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいきます。

## 2 計画の期間

- (1) 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで
- (2) 計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握、検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3 障害者任用の状況

知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）では、常勤職員の新規採用は行っていません。常勤職員は、構成市町（東海市、大府市、知多市、東浦町）から派遣され、現在のところ障害のある職員は派遣されていません。会計年度任用職員については、これまで障害の有無を条件とした募集、任用はなく、障害のある在職者はいません。

## 4 任用に関する目標

会計年度任用職員を募集する際には、障害者である応募者を念頭においた形で行い、計画期間内での新たな障害者の任用を目指します。

## 5 定着に関する目標

障害のある職員との話し合いを密にし、職場の環境整備に努める等、組織ぐるみで、職場定着を支援します。

## 6 ワーク・エンゲージメント、満足度に関する目標

職員が、個々の持つ能力を最大限に発揮し、組織目標の達成に貢献できるよう、人事評価制度を効果的に使った職員の育成に努めます。

## 7 キャリアに関する目標

派遣開始若しくは任用の時点で、中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行います。

## 8 障害者の活躍を推進する体制整備

- (1) 障害者雇用推進者として総務課長を選任します。
- (2) 障害者職業生活相談員の選任義務にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、広域連合内で周知します。
- (3) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

## 9 障害者の活躍の基本となる職務の選定、創出

身体障害等により従来 of 業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

また、障害者が自ら働きやすい職場づくりに関わり、職場環境を改善することにより、活躍の場の拡大を図ります。

## 10 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の機会を活用し、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- (2) 募集、任用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
  - ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
  - イ 自力で通勤できることといったことを条件とする。
  - ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
  - エ 「就労試験期間に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
  - オ 特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。

## 11 その他

国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達 of 推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。